（注１）　金融商品の時価の算定方法に関する事項

⑴　現金及び預金、⑶　未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　貸付金

貸付金の種類及び貸付形態の区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑷　破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑸　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑹　長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

Ⅴ　資産除去債務関係

⑴　資産除去債務の概要

北方領土啓発施設「北方館」に係るアスベストの除去（石綿障害予防規則等）

⑵　資産除去債務の算定方法

支出発生までの見込期間は、27年としております。また、適用した割引率は、国債利回りを参考に2.2564％で算出しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,161,427円
時の経過による調整額	93,898円
期末残高	4,255,325円

⑷　資産除去債務の見積変更時の概要及び影響額

該当なし

⑸　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

事務所等の不動産賃貸借契約等に基づく、退去時の原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産等の使用期間が明瞭でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、当該資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

Ⅵ　行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額のうち、2,086,938円については国からの出向役職員に係るものです。

Ⅶ　減損会計関係

用　途	種　　類	場　　所	帳　簿　価　額
通信設備	電話加入権	東京事務所 札幌事務所	182,000円 一般回線13,000円×14回線

電話加入権の売買市場価格が著しく下落したため、減損の兆候が認められましたが、回収可能サービス価額（ＮＴＴ公定価格37,800円）が帳簿価額を上回っているため、減損額は算出されませんでした。

Ⅷ　不要財産に係る国庫納付関係

⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

設立時に政府から出資された275,907,851円のうち、現金出資された19,698,330円及び出資時は敷金（職員借上住宅）で平成18年度の退去に伴う返戻金140,000円の合計19,838,330円

⑵　不要財産となった理由

社会経済情勢の変化等により、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるため

⑶　国庫納付等の方法

現金による納付

⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

該当なし

⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

該当なし

⑹　国庫納付等の額

19,838,330円

⑺　国庫納付等が行われた年月日

平成24年11月６日

⑻　減資額

19,838,330円

Ⅸ　重要な債務負担行為

「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」（平成19年12月18日付関係閣僚申合せ）に基づき、本事業の実施団体である独立行政法人北方領土問題対策協会は、社団法人千島歯舞諸島居住者連盟、社団法人北方領土復帰期成同盟の三団体を代表して、株式会社マリン・アドベンチャー、大洋マリン・サービス株式会社、グループ会社代表マリン・アドベンチャーとの間で「四島交流等事業に使用する船舶の調達並びに傭船及び運航委託に関する協定書」を平成38年３月31日まで締結しています。

また、平成24年度から「四島交流等事業に使用する船舶に係る傭船及び運航委託契約」を締結し、供用を開始しています。

傭船料の支払いは、供用を開始した平成24年度から発生しており、その額は、他団体の負担額も含め総額2,977,044,000円となっており、毎年度の支払額は協定期間中に均等に按分されます。

なお、平成25年度以降の支払額は、他団体の負担額を含め2,764,398,000円となっております。

≪参考≫

毎事業年度の各団体の負担額の決定方法

毎年度の本事業に係る年度計画に示す本事業実施日数で除した額を１日当たりの単価として定め、それに基づき算定されます。

Ⅹ　重要な後発事象

該当なし